公益社団法人千葉市観光協会　会員規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人千葉市観光協会（以下「本協会」という。）定款第５条、第６条、第７条、第８条の規定に基づき、本協会の会員の入会及び退会並びに会費に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定と本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

（会員）

第２条　本協会の会員は、次のとおりとする。なお、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

⑴　正会員　　本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体

⑵　特別会員　本協会に功労があった者又は学識経験者であって会長が推薦し、理事会で承認を得た者

⑶　賛助会員　本協会の目的に賛同してその事業を推進するため入会した個人又は団体

（入会手続）

第３条　本協会の会員になろうとするものは、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

２　本協会への入会の可否は、次に掲げる基準をもとに理事会において決定する。

⑴　成年被後見人又は被保佐人でない者であること。

⑵　各法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

⑶　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

⑷会員としてふさわしいと認められる個人又は団体

３　会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知を行うものとする。

４　特別会員については、あらかじめ本人の意向を確認のうえ、会長の推薦により理事会の承認をもって決定し、本人に通知を行うものとする。

（会員名簿）

第４条　前条により入会した者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。

２　会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

（会費）

第５条　会費は４月１日を基準日とし、年会費とする。

２　会費は、別表第一の基準により算出した額とする。

３　入会した年度の会員在籍期間が１年に満たないものの会費は、前項の規定する額に別表第二の割合を乗じた額とする。

４　会員は、前２項の規定による額を超えて会費を納めることができる。

（会費の使途）

第６条　前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該事業年度の公益目的事業費に使用するものとする。

（納入）

第７条　会員は、会費及びその他必要に応じ協会から請求される負担金等について、通知された日から１ヶ月以内に納入しなければならない。

２　前項に規定にかかわらず、期限を定めて通知されたときは、当該期限までに納入しなければならない。

（退会）

第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会

することができる。

２　翌年度以降に退会しようとするものは、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、第５条第３項を準用することができるものとする。

３　退会しようとするものは、会費の納入等所定の義務を完了しなければならない。

４　定款第９条の規定に該当するときは、会員の資格を喪失するものとする。

（拠出金品の不返還）

第９条　既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

（改廃）

第10条　この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補則）

第11条　この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規程の施行日前から会員であったものは、引き続き会員資格を継続するものとする。

附　則

１　この規程は、令和６年７月１日から施行する。

２　改正後の公益社団法人千葉市観光協会会員規程「別表第一」は、令和６年７月１日以降に入会する会員から適用する。

別表第一

種別		単位（一口）	年額	備考
正会員	個人会員	3,000円	3,000円以上	
	法人会員		15,000円以上	
賛助会員	個人会員	3,000円	3,000円以上	
	法人会員	3,000円	15,000円以上	

別表第二

入会時期	4月～6月 (1年以下)	7月～9月 (9ヶ月以下)	10月～3月 (6ヶ月以下)
割　合	100分の100	100分の75	100分の50